

横浜市養護老人ホーム等における事故発生時の報告取扱い要領

制 定 平成 7 年 7 月 1 日 福高福第 149 号(局長決裁)
最近改正 令和 7 年 3 月 31 日 健高施第 4440 号(局長決裁)

1 報告の根拠

老人福祉法、養護老人ホームの設備及び運営に関する基準に関する条例（平成 24 年 12 月横浜市条例第 73 号）、介護保険法に基づく横浜市指定居宅サービスの事業の人員、設備、運営等の基準に関する条例（平成 24 年 12 月横浜市条例第 76 号）、横浜市指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例（平成 24 年 12 月横浜市条例第 78 号）による、事故が発生した場合の養護老人ホーム等から横浜市への報告は、この要領の定めるところによるものとする。

2 事故報告の対象となる事業者及びサービス

老人福祉法第 11 条に基づき横浜市が措置した者が入所している養護老人ホーム及び横浜市内に所在している養護老人ホーム（以下「養護老人ホーム」という。）並びに横浜市内に所在している第 29 条に規定された有料老人ホームのうち介護保険法第 8 条 11 項で規定された特定施設入居者生活介護に当てはまらない住宅型有料老人ホーム（以下「住宅型有料老人ホーム」という。）が行う処遇及びホーム内での日常生活とする。なお、上記、養護老人ホームのうち、外部サービス利用型特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設については、介護保険適用サービスも含む。

3 報告の範囲

養護老人ホーム及び住宅型有料老人ホームは、次の(1)から(4)の場合に、横浜市健康福祉局高齢健康福祉部高齢施設課（以下「高齢施設課」という。）へ報告を行う。

- (1) 養護老人ホーム及び住宅型有料老人ホーム内での日常生活や処遇の実施（養護老人ホームのうち、外部サービス利用型特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設については、介護保険適用サービスの提供を含む。）による、入所者のケガ又は死亡事故の発生（骨折、打撲・捻挫・脱臼、切傷・擦過傷、やけど、その他の外傷、異食・誤えん）

(注 1) 「処遇の実施」とは送迎・通院等の間の事故（利用者が乗車している場合に限る）も含む。なお、離設・行方不明時のケガ・死亡事故についても報告対象とする。

(注 2) ケガの程度については、医師（施設の勤務医、配置医を含む。）の診断を受け投薬、処置等何らかの治療が必要となったものを原則とする。

(注 3) 事業者側の過失の有無は問わない（入所者の自己過失による事故であっても、注 2 に該当する場合は報告すること）。

(注 4) 入所者が病気等により死亡した場合であっても、死因等に疑義が生じる可能性のあるとき（急な体調変化で死亡したときやトラブルになる可能性があ

るとき)は、高齢施設課へ報告すること。

(注5) 入所者が、事故によるケガが原因で後日死亡に至った場合は、養護老人ホーム及び住宅型有料老人ホームは速やかに、高齢施設課へ連絡し、報告書を再提出すること。

(2) 食中毒及び感染症、結核の発生

(注1) 食中毒、感染症(以下に定めるもの)、結核について、サービス提供に関して発生したと認められる場合は報告すること。報告対象の感染症は、感染症法により1～5類感染症(定点報告対象を除く)及び指定感染症と定められているものとする。これらの感染症については、感染者が1名発生した時点で報告する。

(注2) 注1以外の感染症や、食中毒については保健所に報告したものは報告すること。なお、これらについて関連する法に定める届出義務がある場合は、これに従うこと。新型コロナウイルス感染症等、別途報告様式がある感染症について、事故報告は不要とする。新たな感染症が発生した場合に、取扱いについて別途通知が出された場合は、これに従うこと。

(3) 職員(従業者)の法令違反・不祥事等の発生

入所者の処遇に影響があるもの(例:入所者からの預かり金の横領、個人情報の紛失、FAXの誤送信、郵送書類の誤送付など)については報告すること。

(4) その他

ア 誤薬の発生

服薬管理をしている入所者に対して、違う薬を与薬した、時間や量の誤り、与薬もれなどが発生した場合、施設内又は外部の医療機関の医師の判断に基づく指示を受けるとともに報告すること。

イ 無断外出(離設)者の発生

無断外出した先でケガをした場合及び外出後養護老人ホーム及び住宅型有料老人ホームに戻らず警察に届け出た場合は報告すること。

ウ 管理者が報告の必要があると判断したもの

次に掲げるもののほか、管理者が報告する必要があると判断した場合には報告すること。

(ア) 火災事故

(イ) 建物設備の不良等で利用者の健康状態に影響を及ぼす恐れがある場合

4 報告先

養護老人ホーム及び住宅型有料老人ホームは、3で定める事故が発生した場合、6の手順により報告する。

なお、横浜市内に所在している養護老人ホームについては、横浜市以外から措置されている被措置者の場合、当該市区町村にも併せて報告することとする。

5 報告の内容

(1) 事故の発生の報告は事業所ごとに次の事項を横浜市電子申請・届出サービス(以下「電子申請システム」という。)を用いて高齢施設課に報告するものとする。

ア 事業所の概要

- イ 利用者の情報
- ウ 事故の概要
- エ 発生時の対応
- オ 発生後の状況
- カ 再発防止に向けての取組
- キ その他必要な事項

- (2) やむを得ない理由により電子申請システムを利用できない養護老人ホーム及び住宅型有料老人ホームにあっては、高齢施設課にあらかじめ承認を得たうえで、高齢施設課の指示する方法により報告することができる。その場合の報告様式は、別添「事故報告書」を原則とする。

6 報告の手順

- (1) 事故の発生又は発覚の後、養護老人ホーム及び住宅型有料老人ホームは、速やかに（遅くとも5日以内）第一報として前項第1号のアからエまでなどで判明している項目について、電子申請システムで報告する。

ただし、利用者が死亡した場合、食中毒・感染症が発生した場合、職員の法令違反や、管理者が重大な事故と判断したものについては、電子申請システムを用いて報告を行う前に、電話にて速やかに第一報を行う。第一報の時点で対応が終了している場合は、第一報を送付せずに、本報告として前項第1号のア～キまでの項目について報告する。

養護老人ホームについては、措置権者（区・措置市区町村）にも併せて、電話又はFAXで報告する。

- (2) 第一報提出後1か月以内を目途に本報告として前項第1号のオ～キを提出すること。本報告提出後、利用者の容態に変化があり、追加の情報の本報告をする必要がある場合、本報告の再提出を行う。

(注) 養護老人ホームについては、事故報告書を次のように取り扱う。

- 横浜市から措置されている被措置者の場合は、高齢施設課に報告すること。
なお、横浜市外の養護老人ホームに措置している者の場合は、これに加え、当該施設を所管する市区町村にも報告すること。
- 横浜市内に所在している養護老人ホームで、横浜市以外から措置されている者の場合は、高齢施設課及び措置市区町村に報告すること。

- (3) 養護老人ホーム及び住宅型有料老人ホームは、入所者及びその家族（以下「入所者等」という。）並びに施設（養護老人ホームについては、措置権者も含む）が事故の事実関係を共通に把握することができるよう、入所者等に対し、事故報告書の控え等を積極的に開示し、求めに応じて交付する。

- (4) 前項第2号により高齢施設課にあらかじめ承認を得た事業者は、その指示された方法により、前各号にしたがって処理するものとする。

7 入所者等への説明

養護老人ホーム及び住宅型有料老人ホームは、事故発生後、入所者等に次の内容を説明しなければならない。

- (1) この要領に基づき、事故の発生を高齢施設課に報告すること。

- (2) 横浜市へ報告した事故の内容について個人情報以外の部分を事故の事例として神奈川県に報告される場合があること。
- (3) 横浜市に対して、報告された事故について情報開示請求が出された際に、個人情報以外の内容が開示される場合があること。

8 報告に対する高齢施設課の対応

- (1) 高齢施設課は、対応が必要と判断した場合には、養護老人ホーム及び住宅型有料老人ホームに対する調査・指導や入所者等に対する事実確認を行う。また、入所者等の権利擁護や苦情・トラブルの未然防止等のため必要な指導を行うものとする。

当該入所者等が横浜市以外の市区町村に入所されている場合、施設への事実確認等において必要がある場合は、施設の所在地たる市区町村と連携を図る。

(例) 「今後の対応は未定」等と報告があった場合は、対応が確定した時点での再報告を求める。また、「入所者等がケガをしたが、家族等へは特に連絡していない」等の報告があった場合は、連絡・説明するように指導し、その結果の再報告を求める。

- (2) 対応が必要な事由は次のとおりとする。

ア 老人福祉法、指定基準等法令違反が原因になっているおそれがある場合

イ 職員の不適切な介護等により発生したおそれがある事故（死亡又は生命等に係る重大な事故）の場合

ウ 反復して事故が発生している状況が見受けられる場合

エ 事業者の事故への対応が明らかに不足している場合

オ その他、市の対応が必要と判断される場合

- (3) (2)の事由に該当する場合は、内容により次の対応を行う。

ア 不正又は著しい不当な行為等が疑われる事故と判断される場合には、老人福祉法第18条第2項及び第29条第13項の規定により、必要に応じて立入調査等を実施する。

イ 事故内容により必要と判断される場合には、当該事故に係る施設、入所者等の関係者から事情を聴取する。

ウ 緊急に養護老人ホーム及び住宅型有料老人ホームへ注意喚起を促すことが必要と判断される場合は、施設への情報提供を行う。

- (4) 事故報告の内容上、必要と判断される場合は、速やかに高齢施設課から該当する区へ情報提供を行う。

- (5) 次に掲げる場合には必要に応じ関係市区町村又は神奈川県と連携を図る。

ア 利用者が横浜市以外の市区町村に属している場合

イ 事故が発生した養護老人ホーム及び住宅型有料老人ホームが横浜市以外の市区町村に所在する場合

ウ その他必要がある場合

9 その他

養護老人ホーム及び住宅型有料老人ホームは、いわゆる「ヒヤリ・ハット」のような3に定めた範囲には該当しない事故のケースであっても、必ず記録にとどめること。

また、施設・高齢施設課・措置権者（養護老人ホームの場合）ともに、報告書の取扱

については、机上の放置や原則事務室外への持ち出しを禁止し、施錠保管を行う等、常に個人情報保護に細心の注意を払うこと。

附 則

この要領は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 4 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。